

諮問日：令和4年8月19日（令和4年度（最情）諮問第10号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（最情）答申第33号）

件名：特定年の障害者任免状況通報書等の一部不開示の判断に関する件（文書の
特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年障害者任免状況通報書及び再提出通報書（全国）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「障害者任免状況通報書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年4月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

今回の開示請求は、全国裁判所において399名の障害者雇用水増しがあったことに対し、具体的に、いつ、どこで何人が水増しされていたのかが分かる公文書の開示の請求をしている（各裁判所別の障害者任免状況通報書及び障害者職員名簿）。

他省庁では、障害者任免状況通報書（平成29年6月1日付）同年度中に障害者手帳等での再確認後の修正再提出障害者任免状況通報書が厚生労働省へ提出されている。今回の開示文書には修正再提出障害者任免状況通報書が含まれていないのはなぜか。

各裁判所等別の開示請求は個人が特定できず可能である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、原判断において、苦情申出人に対し、本件開示申出に係る対象文書として、庁別の平成29年分障害者任免状況通報書（本件対象文書）を開示した。

本件対象文書の不開示部分には、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号に定める不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、いわゆる障害者雇用の不適切計上問題が判明した後に厚生労働大臣に再提出された平成29年分障害者任免状況通報書が開示されていない旨主張するが、本件対象文書のうち56枚目以降が再提出又は再々提出されたものであって、苦情申出人が主張する文書は開示済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和5年2月17日 審議
- ⑥ 同年3月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の開示の申出の趣旨に照らせば、最高裁判所が、原判断において、本件開示申出に係る対象文書として、本件対象文書を特定したことは、相当である。

苦情申出人は、いわゆる障害者雇用の不適切計上問題が判明した後に厚生労働大臣に再提出された平成29年分障害者任免状況通報書が開示されていない

旨主張する。

当委員会庶務を通じて確認した結果、平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報した平成29年分障害者任免状況通報書は、平成29年に厚生労働大臣に提出されたこと、その後、平成30年に、厚生労働省から、上記平成29年に通報された同年6月1日現在の状況について再点検してその結果の報告を求められたことが認められた。そして、本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、いずれも平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報した障害者任免状況通報書であること、このうち1枚目から55枚目までは、平成29年に作成されていること、56枚目以降は、平成30年に作成されていることが認められる。上記確認結果及び見分結果を踏まえれば、本件対象文書のうち56枚目以降は、再提出又は再々提出されたものであるということができるから、苦情申出人が主張する文書は開示済みであるとする最高裁判所事務総長の上記説明に誤りはない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書は開示済みであると認められる。

- 2 本件対象文書が開示済みである旨の最高裁判所事務総長の理由説明を受けて、苦情申出人は、当委員会に意見書を提出し、その中でほかに開示すべき文書が存在する旨を主張する。しかしながら、当該文書が、当委員会に諮問された本件苦情申出に係る本件開示申出文書に該当しないことは明らかであり、同主張を採用することはできない。

なお、当委員会庶務を通じて確認したところによれば、当該文書については、別件の開示申出の対象文書として苦情申出人に対し追加で開示等の判断がされており、仮に苦情申出人において同判断に関する苦情がある場合には、苦情申出人は同判断に対して苦情を申し出るべきである旨、付言しておく。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を

開示済みであると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子